

## クリーニング業に関する標準営業約款

## (目的)

第 1 条 クリーニング業に関する標準営業約款（以下単に「約款」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 57 条の 12 第 1 項の規定に基づき、クリーニング業について役務の内容及び施設又は設備の表示の適正化並びに損害賠償の実施の確保に関する事項を定めることにより、利用者の選択の利便を図り、併せて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

## (定義)

- 第 2 条 この約款で「営業者」とは、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 2 条第 1 項に規定するクリーニング業を営む者で、この約款に従い営業を行う者として都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）の登録を受けた者をいう。
- 2 この約款で「クリーニング所」とは、洗濯物の処理（これと併せて行われる受取り及び引渡しを含む。）のための施設をいう。
- 3 この約款で「取次所」とは、洗濯物の受取り及び引渡しのための施設をいう。
- 4 この約款で「営業施設」とは、営業者の登録に係るクリーニング所及び取次所をいう。
- 5 この約款で「表示」とは、提供する役務の内容等を利用者に周知させることを目的として営業施設の店頭又は店内に掲げる掲示板、ポスター等による広告及びビラ、パンフレット、看板等による広告をいう。

## (役務の内容の表示の適正化に関する事項)

第 3 条 営業者及び営業者の登録に係る取次所を営む者（以下「営業者等」という。）は、提供する役務の内容（取次所にあつては、クリーニング所において行われる役務の内容を含む。）について、次の各号に定めるところに従い表示するものとする。

## (1) 提供する役務の種別

提供する役務の種別を、次の区分により表示するものとする。

- ア ランドリー（仕上方法を含む。）
- イ ドライクリーニング（仕上方法を含む。）
- ウ ウェットクリーニング（仕上方法を含む。）
- エ 特殊クリーニング

(2) 従事者の氏名

次に掲げる従事者の氏名を、アについては必ず表示し、イ及びウについては該当する者がいる場合は表示することができるものとする。

- ア クリーニング師
- イ クリーニング業法による研修及び講習修了者
- ウ その他全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が別途定める要件を備えた者。

- 2 営業者等は、前項第1号に掲げる役務を提供するに当たっては、全国指導センターが別途定めるクリーニング処理基準に従うものとする。
- 3 営業者等は、その他役務の内容の表示を行うに当たっては、「最高」、「完ぺき」その他最高級の又は絶対的な意味を表す用語を用いてはならない。

(施設又は設備の表示の適正化に関する事項)

第4条 営業者等は、営業施設について、クリーニング所又は取次所の区別を表示するものとする。

- 2 営業者等は、全国指導センターが別途定めるクリーニング営業施設の管理基準に従い、営業施設の構造・設備を維持し、及びその管理を行うものとする。
- 3 施設又は設備の表示については、前条第3項の規定を準用する。

(損害賠償の実施の確保に関する事項)

第5条 営業者等は、役務を提供するに当たっては、次の各号に掲げる事項を記載したり預り証を発行するものとする。

- (1) 受付日
- (2) 引渡日
- (3) 品名、数量及び料金
- (4) 処理方法（第3条第1項1号の役務の種別による。）
- (5) 特殊なしみ抜き又は特殊加工の必要の有無
- (6) 顧客との確認事項（賠償特約等）

(7) 取扱責任者名

- 2 営業者等は、自ら受取りを行った洗濯物について、利用者に対する役務の提供に起因して事故が発生した場合は、全国指導センターが別途定めるクリーニング事故賠償基準に基づき、利用者に対してその賠償を速やかに行うものとする。
- 3 営業者等は、前項の損害賠償の確実な実施を図るため、全国指導センターが別途定める損害賠償保険に加入しなければならない。
- 4 営業者等は、洗濯物の事故に関し迅速かつ円滑な解決を図るため、利用者の利便に配慮してその苦情処理に努めるものとする。

(標識等の掲示)

- 第 6 条 営業者等は、全国指導センターが法第 5 7 条の 1 3 第 2 項の規定に基づき定める様式の標識を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとする。
- 2 前項の標識の有効期間は、登録の有効期間と同一とする。
  - 3 営業者等は、この約款に従って営業を行う旨、第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項に規定する事項、前条の損害賠償の実施の確保に関する事項その他の提供する役務に関する事項の要旨（以下「役務の要旨」という。）を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとする。
  - 4 営業者が営業を廃止する旨の届出を行ったとき（取次所について営業を廃止する旨の変更の届出を行った場合を含む。）若しくは登録を取り消されたとき又は登録の有効期間が経過したときは、営業者等は、当該営業施設について、速やかに、第 1 項の標識及び前項の役務の要旨を取り外さなければならない。

## クリーニング業に関する標準営業約款施行細則

- 第 1 条 約款第 3 条第 1 項第 1 号アの「ランドリー」とは、水に洗剤等を加えて洗濯機により洗浄する処理方法を用いるもの（必要に応じてアルカリ剤、漂白剤等を加えて処理するものを含む。）をいう。
- 2 約款第 3 条第 1 項第 1 号イの「ドライクリーニング」とは、油性の揮発性有機溶剤に洗剤及び必要に応じて少量の水等を加えて洗濯機により洗浄する処理方法を用いるものをいう。
- 3 約款第 3 条第 1 項第 1 号ウ「ウェットクリーニング」とは、デリケートな衣料を傷めずに水洗いするための特殊処理方法を用いるもので、中性洗剤を用いた水洗いを原則とするものをいう。
- 4 約款第 3 条第 1 項第 1 号エの「特殊クリーニング」とは、皮革、毛皮、絹和服、羽毛、帽子、カーペット等特殊製品についてのそれぞれ固有の専門的な処理方法をいう。
- 5 約款第 3 条第 1 項第 1 号のア、イ及びウの「仕上げ方法」の表示は、「機械仕上げ」、「機械及び手仕上げ」又は「手仕上げ」の区分によるものとする。
- 第 2 条 約款第 3 条第 1 項第 2 号アの「クリーニング師」とは、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 6 条に規定する免許を受けた者をいう。
- 2 約款第 3 条第 1 項第 2 号イの「クリーニング業法による研修及び講習修了者」とは、クリーニング業法第 8 条の 2 及び第 8 条の 3 に基づき都道府県が指定する研修及び講習を修了した者をいう。
- ただし、当分の間、旧規定に基づく「都道府県条例による講習会修了者」をも含むものとする。
- 第 3 条 約款第 5 条第 1 項の「預り証」は、別記様式第 1 に準拠するものとする。
- 2 全国指導センターにクリーニング事故賠償審査委員会を置き、クリーニング事故賠償に関し利用者及び営業者等間に生じた紛争を審査する。
- 3 前項の事故賠償審査委委員会の構成及び運営は、全国指導センターが別途定める。
- 第 4 条 約款第 6 条第 3 項の役務の要旨は、クリーニング所については別記様式第 2（その 1）、取次所については別記様式第 2（その 2）の掲示板に記載するものとする。

別記様式第 1

<u>お 預 り 証</u>				No. _____			
様				受付日 年 月 日 引渡日 年 月 日			
品 名	単 価	数 量	料 金	処 理 方 法			
				L	D	W	特 殊
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
合 計							
請 求 金 額				円	済	未収	
備 考 (特殊なしみ抜き又は特殊加工の必要の有無、賠償特約等を 必要に応じて書き入れること。)							
○○○クリーニング				Ⓜ			
責任者							

別記様式第2（その1）

当店は、厚生労働大臣の認可を受けた標準営業約款に従って営業しています。

1. 当店の提供する役務の種類は、次のとおりです。
2. 当店のクリーニングは、「クリーニング処理基準」に従って行います。
3. 当店のクリーニング師その他の従事者の氏名は、次のとおりです。
  - クリーニング師
  - クリーニング業法による研修修了者
  - クリーニング業法による講習修了者
  - 上級クリーニング技術者講習修了者
  - クリーニング技術者講習修了者
4. 当店の施設・設備は、「クリーニング営業施設の管理基準」に従って管理しています。
5. 預り証を発行します。
6. クリーニング事故が発生した場合は、「クリーニング事故賠償基準」に基づいて賠償します。
7. クリーニング事故賠償保険に加入しています。

厚生労働大臣認可クリーニング標準営業約款の登録店

店名 (クリーニング所)

別記様式第2（その2）

当店は、厚生労働大臣の認可を受けた標準営業約款に従って営業しています。

1. 当店のクリーニングは、標準営業約款の登録クリーニング所で行っています。
2. 当店の提供する役務の種類は、次のとおりです。
3. 当店のクリーニングは、「クリーニング処理基準に」従って行います。
4. クリーニング所及び当店のクリーニング師その他の従事者の氏名は、次のとおりです。

（クリーニング所）

クリーニング師

クリーニング業法による研修修了者

クリーニング業法による講習修了者

上級クリーニング技術者講習修了者

クリーニング技術者講習修了者

（当 店）

クリーニング師

クリーニング業法による研修修了者

クリーニング業法による講習修了者

上級クリーニング技術者講習修了者

クリーニング技術者講習修了者

5. クリーニング所及び当店の施設・設備は、「クリーニング営業施設の管理基準」に従って管理しています。
6. 預り証を発行します。
7. クリーニング事故が発生した場合は、「クリーニング事故賠償基準」に基づいて賠償します。
8. クリーニング事故賠償保険に加入しています。

厚生労働大臣認可クリーニング標準営業約款の登録店

店名

（取次所）

## 美容業に関する標準営業約款

## (目的)

第 1 条 美容業に関する標準営業約款（以下「約款」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 57 条の 12 第 1 項の規定に基づき、美容業について役務の内容の表示の適正化及び損害賠償の実施の確保等に関する事項を定めることにより、利用者の選択の利便を図り、併せて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この約款で「営業者」とは、美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 2 条第 1 項に規定する美容の業を営む者で、この約款に従い営業を行う者として都道府県生活衛生営業指導センターの登録を受けた者をいう。

2 この約款で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。

3 この約款で「営業施設」とは、営業者の登録に係る美容所をいう。

4 この約款で「表示」とは、提供する役務の内容等を利用者に周知させることを目的として営業施設の店頭又は店内に掲げる掲示板、ポスター等による広告及びビラ、パンフレット、看板等による広告をいう。

## (役務の内容の表示の適正化に関する事項)

第 3 条 営業者は、提供する役務の内容について、次の各号に定めるところに従い表示するものとする。

## (1) 提供する役務の種別

提供する役務の種別を、次の区分により表示するものとする。ただし、これらの役務の種別を組み合わせ、又は分けて表示しても差し支えないものとする。

ア 総合パーマメント・ウェーブ

イ シャンプー

ウ カット

エ セット

オ ブロー

カ ヘア・トリートメント



- キ スキャルプ・トリートメント
- ク ヘア・ダイ
- ケ マニキュア及びペディキュア
- コ 婚礼着付（和装・洋装）
- サ フェイシャル・トリートメント

## (2) 従事者の氏名

次に掲げる従事者の氏名を、ア及びイについては必ず表示し（アについては該当する者がある場合に限る。）、ウについては該当する者がある場合は表示することができるものとする。

ア 管理美容師

イ 美容師

ウ その他全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が別途定める要件を備えた者

- 2 営業者は、前項第1号に掲げる役務を提供するに当たっては、全国指導センターが別途定める美容施術処理基準に従うものとする。
- 3 営業者は、その他役務の内容の表示を行うに当たっては、「最高」、「完べき」その他最高級の又は絶対的な意味を表す用語を用いてはならない。

## (損害賠償の実施の確保に関する事項)

- 第4条 営業者は、利用者に対する役務の提供又は営業施設若しくは設備の管理に起因して事故が発生した場合は、全国指導センターが別途定める美容所事故賠償基準に基づき、利用者等に対してその損害賠償を速やかに行うものとする。
- 2 営業者は、前項の損害賠償の確実な実施を図るため、全国指導センターが別途定める損害賠償保険等に参加しなければならない。
  - 3 営業者は、事故に関し迅速かつ円満な解決を図るため、利用者等の利便に配慮してその苦情処理に努めるものとする。

## (標識等の掲示)

- 第5条 営業者は、全国指導センターが法第57条の13第2項の規定に基づき定める様式の標識を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとする。
- 2 前項の標識の有効期間は、登録の有効期間と同一とする。

- 3 営業者は、この約款に従って営業を行う旨、第3条第1項に規定する事項、前条の損害賠償の実施の確保に関する事項その他の提供する役務に関する事項の要旨（以下「役務の要旨」という。）を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとする。
- 4 営業者が営業を廃止する旨の届出を行ったとき若しくは登録を取り消されたとき又は登録の有効期間が経過したときは、営業者は、当該営業施設について、速やかに、第1項の標識及び前項の役務の要旨の掲示を取り外さなければならない。

## 美容業に関する標準営業約款施行細則

- 第 1 条 約款第 3 条第 1 項第 1 号アの「総合パーマネント・ウェーブ」とは、パーマネント・ウェーブ用剤を用いて毛髪に永続的なウェーブ、カール又はくせづけを与える「パーマネント・ウェーブ」施術に「シャンプー」、「カット」、「ヘア・トリートメント」及び「セット（ブロー）」の各施術を合せて行うことをいう。
- 2 前項の「総合パーマネント・ウェーブ」を分けて表示する場合とは、「シャンプー」、「カット」、「ヘア・トリートメント」、「セット」及び「ブロー」のうち、「パーマネント・ウェーブ」施術と合せて行う施術を表示することをいう。又、「パーマネント・ウェーブ」施術のみを行う場合は、その旨表示することをいう。
- 3 約款第 3 条第 1 項第 1 号イの「シャンプー」とは、シャンプー剤を用いて毛髪及び頭皮の汚れを洗うことをいい、毛髪の整形を目的とせず、毛髪を自然な乾燥状態にする範囲の簡単なドライ仕上げを合せて行うことをいう。
- 4 約款第 3 条第 1 項第 1 号ウの「カット」とは、シザーズ、レザー及びクリッパー等を用いて毛髪を切り、長さ及び疎密を整えることによって求められたヘア・スタイルを形づくることをいい、毛髪の整形を目的とせず、毛髪を自然な乾燥状態にする範囲の簡単なドライ仕上げを合せて行うことをいう。
- 5 約款第 3 条第 1 項第 1 号エの「セット」とは、セット・ローション、ローラー、ピン及びドライヤー等を用いて求められたヘア・スタイルを整形することをいう。
- 6 約款第 3 条第 1 項第 1 号オの「ブロー」とは、ハンド・ドライヤー、ブラシ及び手等を用いて求められたヘア・スタイルを整形することをいう。
- 7 約款第 3 条第 1 項第 1 号カの「ヘア・トリートメント」とは、トリートメント剤を用いて毛髪を保護すること、又は傷んだ毛髪を自然な状態に近づけることをいい、「シャンプー」の施術及び毛髪の整形を目的とせず、毛髪を自然な乾燥状態にする範囲の簡単なドライ仕上げを合せて行うことをいう。
- 8 約款第 3 条第 1 項第 1 号キの「スキャルプ・トリートメント」とは、トリートメント剤を用いて頭皮を保護すること、又は不健康な頭皮を正常な状態に近づけることをいい、「シャンプー」の施術及び毛髪の整形を目的とせず毛髪を自然な乾燥状態にする範囲の簡単なドライ仕上げを合せて行うことをいう。
- 9 約款第 3 条第 1 項第 1 号クの「ヘア・ダイ」とは、染毛剤を、用いて毛髪を求

める色に永続的に染めることをいい、毛髪の整形を目的とせず毛髪を自然な乾燥状態にする範囲の簡単なドライ仕上げを合せて行うことをいう。

10 約款第3条第1項第1号ケの「マニキュア及びペディキュア」とは、爪の形を整え、美爪料の塗布等により手指（足指）を美しくすることをいう。

11 約款第3条第1項第1号コの「婚礼着付（和装・洋装）」とは、婚礼の際に化粧を行い、衣装を美しく着付けることをいい、かつらの装着飾り付け又は「セット（ブロー）」の施術を合せて行うことをいう。

12 約款第3条第1項第1号サの「フェイシャル・トリートメント」とは、マッサージ及びパック等により顔の皮膚に美顔操作を与えて、肌を整えることをいう。

第2条 約款第3条第1項第2号アの「管理美容師」とは、美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の2第2項に規定する講習会の課程を修了した者をいう。

2 約款第3条第1項第2号イの「美容師」とは、美容師法第2条第2項に規定する免許を受けて美容を業とする者をいう。

第3条 全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）に美容所事故賠償審査委員会を置き、美容所事故賠償に関し利用者等と営業所間に生じた紛争を審査する。

2 前項の事故賠償審査委員会の構成及び運営は、全国指導センターが別途定める。

第4条 約款第5条第3項の役務の要旨は、別記様式の掲示板に記載するものとする。

## 美容業に関する標準営業約款要旨

当店は、厚生労働大臣の認可を受けた標準営業約款に従って営業しています。

1. 標準営業約款に基づき当店の提供する美容施術の種類は、次のとおりです。
2. 当店の施術は、「美容施術処理基準」に従って行います。
3. 当店の管理美容師及び美容師の氏名は、次のとおりです。

管理美容師

美 容 師

4. 当店で事故が発生した場合は、「美容所事故賠償基準」に基づいて賠償します。
5. 当店は、損害賠償保険等に加入しています。

厚生労働大臣認可美容標準営業約款の登録店

店 名

## 理容業に関する標準営業約款

## (目 的)

第 1 条 理容業に関する標準営業約款（以下「約款」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「法」という。）第57条の12第1項の規定に基づき、理容業について役務の内容の表示の適正化及び損害賠償の実施の確保等に関する事項を定めることにより、利用者の選択の利便を図り、併せて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

## (定 義)

第 2 条 この約款で「営業者」とは、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条第1項に規定する理容の業を営む者で、この約款に従い営業を行う者として都道府県生活衛生営業指導センターの登録を受けた者をいう。

2 この約款で「理容所」とは、理容の業を行うために設けられた施設をいう。

3 この約款で「営業施設」とは、営業者の登録に係る理容所をいう。

4 この約款で「表示」とは、提供する役務の内容等を利用者に周知させることを目的として営業施設の店頭又は店内に掲げる掲示板、ポスター等による広告及びビラ、パンフレット、看板等による広告をいう。

## (役務の内容の表示の適正化に関する事項)

第 3 条 営業者は、提供する役務の内容について、次の各号に定めるところに従い表示するものとする。

## (1) 提供する役務の種別

提供する役務の種別を、次の区分により表示するものとする。ただし、これらの役務の種別を組み合わせ表示しても差し支えないものとする。

ア 総合調髪

イ カット（刈込み）

ウ シャンプー（洗髪）

エ シェービング（顔そり）

オ セット（仕上げ）

カ アイパー

キ 男子仕上げコールド・パーマネントウェーブ

ク アイロン

ケ 子供調髪

コ 毛髪・頭皮保護コース（ヘア・スキャルプ・トリートメント）

(2) 従事者の氏名

次に掲げる従事者の氏名を必ず表示するものとする。ただし、アについては該当する者がある場合に限る。

ア 管理理容師

イ 理容師

2 営業者は、前項第1号に掲げる役務を提供するに当たっては、全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が別途定める理容施術処理基準に従うものとする。

3 営業者は、その他役務の内容の表示を行うに当たっては、「最高」、「完ぺき」その他最高級の又は絶対的な意味を表す用語を用いてはならない。

(損害賠償の実施の確保に関する事項)

第4条 営業者は、利用者に対する役務の提供又は営業施設及び設備の管理に起因して事故が発生した場合は、全国指導センターが別途定める理容所事故賠償基準に基づき、利用者等に対してその損害賠償を速やかに行うものとする。

2 営業者は、前項の損害賠償の確実な実施を図るため、全国指導センターが別途定める損害賠償保険等に加入しなければならない。

3 営業者は、事故に関し迅速かつ円満な解決を図るため、利用者等の利便に配慮してその苦情処理に努めるものとする。

(標識等の掲示)

第5条 営業者は、全国指導センターが法第57条の13第2項の規定に基づき定める様式の標識を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとする。

2 前項の標識の有効期間は、登録の有効期間と同一とする。

3 営業者は、この約款に従って営業を行う旨、第3条第1項に規定する事項、前条の損害賠償の実施の確保に関する事項その他の提供する役務に関する事項の要旨（以下「役務の要旨」という。）を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとする。

- 4 営業者が営業を廃止する旨の届出を行ったとき若しくは登録を取り消されたとき又は登録の有効期間が経過したときは、営業者は、当該営業施設について、速やかに、第1項の標識及び前項の役務の要旨の掲示を取り外さなければならない。



## 理容業に関する標準営業約款施行細則

- 第 1 条 約款第 3 条第 1 項第 1 号ア「総合調髪」とは、「カット（刈込み）」、「シェービング（顔そり）」、「シャンプー（洗髪）」、「セット（仕上げ）」の各施術を組み合わせて行うことをいう。
- 2 約款第 3 条第 1 項第 1 号イ「カット（刈込み）」とは、クリッパー、鋏、レーザー及びクシ等を用いて毛髪を切り、長さ及び疎密を整えることにより求められたヘア・スタイルを形づくることをいい、襟足を剃るネック・シェービング施術を組み合わせて行うことをいう。
- 3 約款第 3 条第 1 項第 1 号ウ「シャンプー（洗髪）」とは、シャンプー剤を用いて毛髪及び頭皮を洗うことをいい、簡単なコーミング施術を組み合わせて行うことをいう。
- 4 約款第 3 条第 1 項第 1 号エ「シェービング（顔そり）」とは、レーザー等を用い顔面及び襟足を剃ることをいい、クリーム等の塗布、顔面清拭等の施術を組み合わせて行うことをいう。
- 5 約款第 3 条第 1 項第 1 号オ「セット（仕上げ）」とは、整髪料等を使用し、ドライヤー、クシ及びブラシ等により仕上げ、整髪することをいう。
- 6 約款第 3 条第 1 項第 1 号カ「アイパー」とは、アイロン及びアイパー用剤等を使用し整髪することをいう。
- 7 約款第 3 条第 1 項第 1 号キ「男子仕上げコールド・パーマントウェーブ」とは、男子に対し仕上げを目的として、コールド・パーマントウェーブ液及びドライヤー等を使用し永続的なウェーブ・癖づけ等を与える整髪仕上げをすることをいう。
- 8 約款第 3 条第 1 項第 1 号ク「アイロン」とは、アイロンを使用し整髪仕上げすることをいう。
- 9 約款第 3 条第 1 項第 1 号ケ「子供調髪」とは、15才以下の子供に対し第 2 項記載の各施術を行うことをいう。
- 10 約款第 3 条第 1 項第 1 号コ「毛髪・頭皮・保護コース（ヘア・スキャルプ・トリートメント）」とは、トリートメント剤を顧客の毛髪・頭皮の性質・状態に合わせて用い、マッサージ等の技法により、毛髪・頭皮を健康な状態に整えることをいう。

いう。

第 2 条 約款第 3 条第 1 項第 2 号アの「管理理容師」とは、理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条の 3 第 2 項に規定する講習会の課程を修了した者をいう。

2 約款第 3 条第 1 項第 2 号イの「理容師」とは、理容師法第 2 条第 1 項に規定する免許を受けて理容を業とする者をいう。

第 3 条 全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）に理容事故賠償審査委員会を置き、理容事故賠償に関し利用者等と理容業の間に生じた紛争を審査する。

2 前項の理容事故賠償審査委員会の構成及び運営は、全国指導センターが別途定める。

第 4 条 約款第 5 条第 3 項に規定する「役務の要旨」は、別記様式の掲示板に記載するものとする。

## 理容業に関する標準営業約款要旨

当店は、厚生労働大臣の認可を受けた標準営業約款に従って営業しています。

1. 標準営業約款に基づき当店の提供する理容施術の種類は、次のとおりです。
2. 当店の施術は、「理容施術処理基準」に従って行います。
3. 当店の管理理容師及び理容師の氏名は、次のとおりです。

管理理容師

理 容 師

4. 当店で事故が発生した場合は、「理容所事故賠償基準」に基づいて賠償します。
5. 当店は、損害賠償保険等に加入しています。

厚生労働大臣認可理容標準営業約款の登録店

店 名